

佐賀県新人看護職員研修等調査委託仕様書

1 目的

県内の看護大学・看護学校等を卒業し医療機関等に就職しようとする看護学生の進路選択要因等を調査し、県内医療機関等における新人看護職員研修等の改善につなげることにより、県内看護学生の県内就職率を高めることを目的とする。

2 業務内容

県内看護学生等が進路選択にあたって重視する要因等（医療機関等の教育の質、イメージ、勤務環境等）を把握することを目的とした調査を企画・実施し、適切な方法で検証を行う。

(1) 調査について

①調査対象

- ア) 県内の看護大学・看護学校等に在学する看護学生
- イ) 県内の看護大学・看護学校等の教員
- ウ) 県内の看護大学・看護学校等の卒業生

②調査方法

インタビュー調査及びアンケート調査（いずれもオンライン可）

③調査サンプル数

インタビュー調査…調査対象ア、イは各 10 名程度、ウは 5 名程度
アンケート調査 …調査対象アに対し 500 件程度

④インタビュー項目・設問項目

具体的なインタビュー項目・設問項目は佐賀県と協議のうえ決定すること。

(2) 報告書の作成について

報告書の内容については、原則として以下の項目を含むものとする。

- ・インタビュー調査及びアンケート調査の結果概要
- ・アンケート調査の分析結果（何らかのクラスタリングを行うことを想定）
- ・セグメント又はクラスターごとの進路選択に与える要因
- ・県内医療機関等における新人看護職員研修等の人材育成等の改善点

※なお、業務実施の過程で、上記により難しいことが判明した場合は、佐賀県と協議のうえ決定するものとする。

3 スケジュール（予定）

令和 6 年 8 月末まで	調査設計
9 月～10 月末	インタビュー調査実施、集計
11 月～12 月末	アンケート調査実施、集計
1 月～令和 7 年 2 月	報告書作成・提出

※スケジュールについては、県と受託業者で協議し決定する。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

5 成果品（提出期限：令和7年2月28日）

- (1) 報告書（電子データ可）
- (2) 本調査により収集した全てのデータ一式

6 その他

- (1) 受託業者が本業務委託により新たに制作した成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は佐賀県に帰属するものし、佐賀県は成果品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (2) 成果品の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上で利用することとする。二次利用についても同様とする。
- (3) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (4) この契約にあたり、個人情報を取り扱う場合は別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこと。

以上